

芦別市総合庁舎建設基本計画（案）



令和 5 年 8 月

 芦 別 市

— 目 次 —

序章	はじめに	2
第1章	基本計画策定について	3
1	基本計画の目的	3
2	基本計画の位置づけ	3
3	関連計画との整合	4
第2章	現庁舎の現状と課題	5
1	現庁舎の現状と課題	5
2	庁舎整備の必要性	9
第3章	新庁舎建設の基本方針	11
1	新庁舎建設の基本的な考え	11
2	新庁舎建設の基本方針	12
第4章	新庁舎へ導入する機能	14
1	基本方針と導入機能	14
2	新庁舎の機能	15
第5章	施設計画	28
1	新庁舎の規模	28
2	新庁舎の建設場所	32
3	新庁舎の平面・階層配置	34
第6章	事業計画	35
1	事業手法	35
2	概算事業費	37
3	事業費の財源	39

芦別市総合庁舎は、昭和44年（1969年）に建設され、現在まで既に54年が経過しており、施設や設備の老朽化に伴う維持管理費の増加のほか、耐震性の欠如やバリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応など、建物の構造性能や機能面でも多くの課題を抱えています。

また、市民が利用する介護高齢課や市営住宅管理センターといった一部の窓口は別棟になっていることから、市民に不便を強いる状況となっており、迅速かつ適正で快適な行政サービスを提供し得る施設環境とはなっていない状況です。

市においては公共施設の抱える多くの課題解決のため、平成27年度には「芦別市公共施設等総合管理計画」を策定し、総合庁舎をはじめとする市の所有施設等の適正配置に向けた準備を進めてきたところでありますが、施設や設備の老朽化や耐震性の欠如やバリアフリー対応等の課題の解決を図ることは、運用改善等の措置では解消が困難であるため、安心して利用できる庁舎整備に向けて検討を進めるため、「芦別市総合庁舎整備庁内検討会議」を設置したほか、市民の皆さまのご意見を頂くため「芦別市総合庁舎整備市民検討委員会」を設置し、庁舎整備の必要性と庁舎建設の基本的な考え方などについて論議を重ね、令和2年2月（令和5年3月修正）に「芦別市総合庁舎整備基本構想」を策定したところです。

本基本計画は、基本構想に掲げた基本的な考え方について、庁内検討会議の意見を参考に、新庁舎の在り方や具体的な施設機能・規模、今後の設計や工事を進める上での基本的な整備方針を示したものであります。

本計画の策定にあたっては、市民と行政が一体となって検討してきた「芦別市総合庁舎整備市民検討委員会」の議論を踏まえるとともに、懇談会等で寄せられた市民の皆さまからのご意見も参考にさせていただきました。

今後は、本基本計画の内容を基にした「基本設計」、「実施設計」へと進めてまいります。市民の皆さまへの情報提供と丁寧な説明に努めながら、利便性の確保と市民サービスの向上の視点を十分に踏まえた検討を進め、目指すべき市総合庁舎の姿である「行政サービスの拠点、安全・安心の防災拠点、地域コミュニティとの連携拠点」として市民が集える、公共施設のコンパクト化を踏まえて、本市の身の丈にあった効率的な庁舎の実現を目指してまいります。

1 基本計画の目的

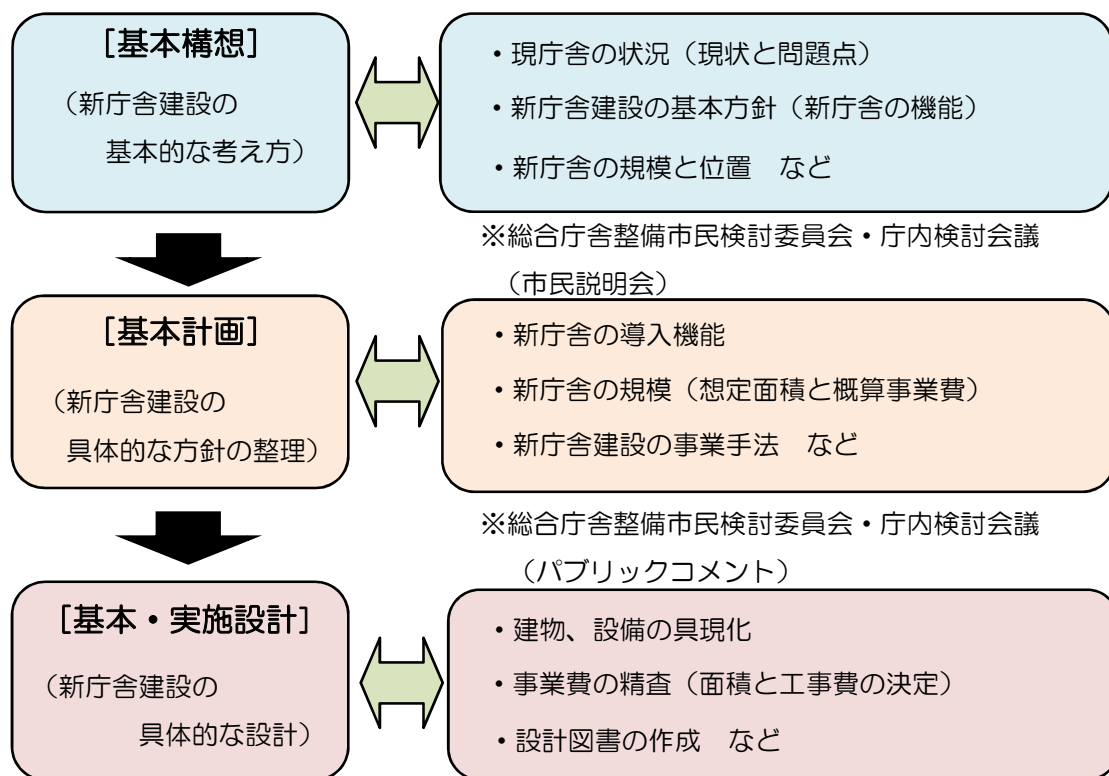
芦別市総合庁舎は、昭和44年（1969年）に建設され、既に54年が経過し鉄筋コンクリート構造物の減価償却耐用年数50年を経過していることから、近年では施設の老朽化に伴う暖房機能の低下や給排水設備の劣化が著しく、今後も修繕費の増加が予想されるなど庁舎管理上の大きな課題となっています。

また、耐震性やバリアフリー対応の不足などの問題も抱えており、早急な対応が求められていることから、これら現庁舎が抱える課題を解消するため、令和2年2月（令和5年3月修正）に策定した「芦別市総合庁舎建設基本構想」において現庁舎を全面的に建替えることとし、その基本方針として、新庁舎の機能、新庁舎の規模及び位置を定めました。

本計画は、基本構想に対する市民からの意見を踏まえて、新庁舎の機能や規模などをより具体化することを目的に策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、現庁舎が抱える課題を解決するため、令和2年2月（令和5年3月修正）に策定した「芦別市総合庁舎建設基本構想」で示した考え方を基本に、庁内検討会議、市民検討委員会や懇談会等で寄せられた意見を踏まえ、新総合庁舎の機能や規模、施設計画及び事業計画などをより具体化し、今後の「基本設計」・「実施設計」や工事を進めるうえでの基礎的な条件を示すものとして定めます。



3 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合性を図ります。

(1) 「第6次芦別市総合計画」(令和2年度～令和11年度)

第6次芦別市総合計画は、目指すまちの将来像を定める最上位計画として位置付けられており、分野別に策定している個別計画や施策に対して方向性を示しています。

新庁舎の整備にあたっては、第6次芦別市総合計画に掲げる目指すまちの将来像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる施設とします。

(2) 「芦別市都市計画マスタープラン」(令和5年度～令和24年度)

芦別市都市計画マスタープランは、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道、景観などのまちづくりに必要な都市計画の基本方針を定めたものです。

新庁舎の建設にあたっては、市民への行政サービス機能の充実を目指し、公共施設の最適な配置による土地利用の促進や周辺環境の調和に配慮した施設とします。

(3) 「芦別市地域防災計画」(令和5年度)

芦別市地域防災計画は、本市の地域に係る防災に関して、災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本市の防災の万全を期することを目的として定めたものです。

新庁舎の建設にあたっては、芦別市地域防災計画で示された災害対策の拠点施設として位置付けられた市総合庁舎において円滑な活動ができるよう、必要機能を備えた施設とします。

(4) 「芦別市耐震改修促進計画」(平成23年度)

芦別市耐震改修促進計画は、地震の揺れによる建物の被害及び人的被害の防止のため、公共及び民間建築物の計画的な耐震化を図り、地震による被害を減少させることにより、市民が安心して生活できる環境づくりを進めることを目的に定めたものです。

新庁舎の建設にあたっては、公共建築物に必要な基準を満たすほか、災害対策の拠点施設としての耐震性能を有する施設とします。

(5) 「芦別市公共施設等総合管理計画」(平成28年度～令和37年度)

芦別市公共施設等総合管理計画は、市の公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理を行うため、現在の施設の配置状況や設置目的、利用者数、稼働状況、老朽化等の現状を捉え、将来にわたり公共施設等を総合的・効果的にすることを定めた計画です。

新庁舎の建設にあたっては、バリアフリーや環境、防災などの新たな機能の付加により効果的な整備を図るほか、今後の人口減少を見据え、将来的には他の公共施設の機能の集約など、総合的な観点を踏まえた施設計画とします。

1 現庁舎の現状と課題

現庁舎は、施設や設備の老朽化や耐震性の不足に加え、バリアフリー対応への不足や市民が利用できるスペースの欠如等の問題を抱えていますが、建物の構造上、抜本的な対策は困難な状況です。

(1) 躯体・設備の老朽化

現庁舎は、昭和44年（1969年）に建設され、既に54年が経過し鉄筋コンクリート構造物の減価償却耐用年数50年を経過したことから、壁や床のひび割れと雨漏り、近年では特に施設の老朽化に伴う暖房機能の低下や給排水設備の劣化が著しく、ストーブの設置や配管の部分的な修繕で対応を行っていますが、構造的な老朽化に伴うものであり、抜本的な改修は困難な状況にあります。



内装梁のひび割れ



内装壁のひび割れ



天井の雨漏り跡



二重窓の真空機能が失われ
断熱効果が損なわれた窓



暖房機能の低下ため設置され
たストーブ



パイプシャフト空間が狭く
配管の取換えが困難な状況

(2) 防災拠点としての耐震性の不足

現庁舎は、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準以前に建設されており、各階ごとに新耐震基準の構造耐震指標（I s 値）と耐震性の目標値（I s o 値）である数値の0.675と比較した結果、耐震性に疑問があることが判明しています。

また、国土交通省が示す震度6強以上の大規模な地震に対する安全性の評価指標では、X、Y方向共に旧消防・議会棟を除いて1階部分のI s 値が0.6未満であり、「倒壊又は崩壊の危険性があり」、「危険性が高い」という判定結果になっており、現庁舎は大規模な地震発生時には、防災拠点としての機能を果たせない状況になる可能性が高いと言えます。

① X（南北）方向 （I s 値）

診断位置	1階	2階	3階
建物全体	0.32	0.68	0.84
本庁舎	0.40	0.71	0.84
議会・介護棟（旧消防）	0.66	0.82	0.97

建物全体の1階部分を除き、平面的・立体的に概ね剛性バランスの良い建物ですが、1階で保有耐力が小さくI s 値がI s o 値を下回っており、耐震性に「疑問あり」と言えるので補強が必要です。（※網掛け数値はI s 値がI s o 値を下回っている箇所）

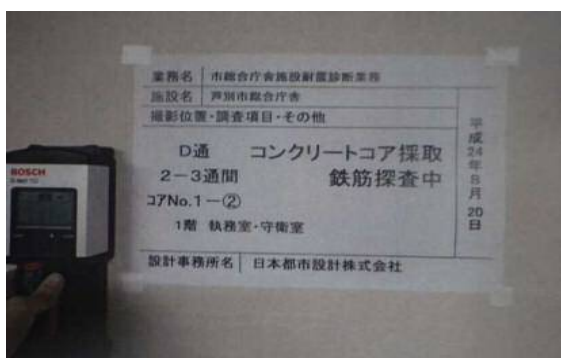
② Y（東西）方向 （I s 値）

診断位置	1階	2階	3階
建物全体	0.17	0.39	0.66
本庁舎	0.23	0.43	0.43
議会・介護棟（旧消防）	0.16	0.54	1.79

平面的・立体的に概ね剛性バランスの良い建物ですが、各階とも保有耐力が小さくI s 値がI s o 値を下回っており、耐震性に「疑問あり」と言えるので補強が必要です。

[参考] 震度6～7程度の規模の地震に対するI s 値の評価

耐震強度の指標 （I s 値）	0.3未満	0.3以上 0.6未満	0.6以上
建物の地震に対する 安全性	倒壊又は崩壊の危険 性が高い	倒壊又は崩壊の危険 性がある	倒壊又は崩壊の危険 性は低い



耐震検査鉄筋探査

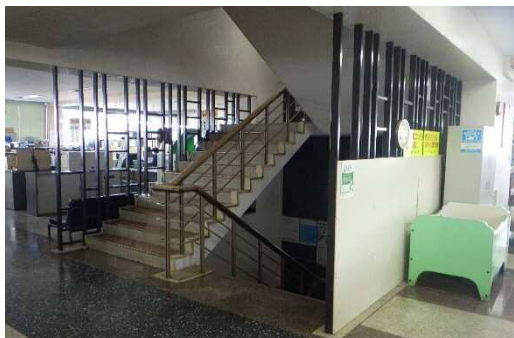


コンクリート強度検査コア採取

(3) バリアフリー対応の不足

現庁舎は、来庁者の利便性や安全性の向上を図るために必要なエレベータや多目的トイレなどの設置が、建物の構造上の制約により困難な状況にあります。

また、高齢者や障がいがある方に配慮した広い通路やわかりやすい案内表示などのユニバーサルデザインの対応も遅れているほか、子育て世代のための授乳室やトイレのベビーチェアの設置も建物の構造上困難な状況にあります。



階層移動の階段



狭い和式トイレ



窓口カウンターと狭い通路

(4) 市民が利用できるスペース等の欠如

現庁舎は、会議室、作業スペース、福利厚生スペースの不足など、執務環境の問題ばかりではなく、市民と職員とがコミュニケーションを図れるような空間や、市民が利用できるスペース（以下「市民スペース」という。）をほとんど有してないことから、市民活動の拠点や市民活動を支援する協働の場を確保する必要があります。

また、待合スペースや相談スペース、プライバシー配慮などの機能の確保も十分には行えない状態にあることから、プライバシーが保護された環境の良い相談室など、市民が安心して利用できる空間を設ける必要があります。



わずかな市民スペース



狭く換気の悪い相談室

(5) 駐車場機能の不足

現在、来庁者専用駐車場は、現庁舎正面と北面に45台（うち身障者用2台）が確保されているものの、休日明けや会議開催などで来庁者が多くなる場合には、駐車スペースが不足している状況です。

来庁者のほとんどが自動車利用であり、特に冬期間は駐車場の一部を駐車場除雪の堆雪スペースとして利用していることから、さらに不足する状況にあるほか、災害時には防災拠点としての駐車機能も考慮した適切な駐車スペースの確保が必要です。



堆雪スペースで狭くなる駐車場

(6) 分散された狭い執務空間

現在の組織・機構では、高度化・多様化する行政サービスとそれに伴う事務量の増加への対応に苦慮する中、行政ニーズに合致した執務環境が確保できない状況です。

また、執務スペースの不足から教育委員会組織や市民福祉組織の一部の組織が別棟になっているなど、建物間の移動を余儀なくされているほか、書類や資料の保管場所が複数箇所となり、執務上支障をきたしている部署もあり、市民の利便性や事務効率の低下を招いています。

さらには、職員が休憩をとるスペースもほとんど無い状態であり、職員にとって必ずしも良好な執務環境にあるとは言えない状況を改善する必要があります。



狭い執務空間（1階）



狭い執務空間（2階）



狭い休憩室



収納場所が無い書庫

2 庁舎整備の必要性

(1) 現庁舎の整備の必要性

現庁舎は、建物の耐用年数を超えているほか、給排水及び電気設備の老朽化などの対策も必要なことに加え、前述の現状のとおり安全性や利便性などから改善が必要な多くの問題点があり、今後の行政機能の充実や市民サービスの向上、安全の確保を図ることが困難なことから、早急に庁舎建設に取り組むこととしたところです。

(2) 庁舎整備の手法

庁舎整備の手法には、現庁舎の耐震補強と併せて老朽設備の更新も行う大規模改修の方法と、全面建替えの方法の2つの手法があります。

① 耐震補強と大規模改修

現庁舎は、大きな地震発生時に1階が倒壊又は崩壊する危険性があることから耐震補強を行うほか、老朽化した給排水設備、空調設備及び電気設備の更新により長寿命化及び環境性能の向上を図るものです。

また、エレベータや多目的トイレの新設などのバリアフリー対策、待合、相談スペースなどの市民サービスとプライバシーを保護するスペースの確保も必要ですが、現庁舎の構造上スペースの確保が困難なものがあります。

さらに、すでに建設後54年を経過した躯体のコンクリートの劣化を防ぐことは困難であり、地震による倒壊や崩壊は免れても壁や床、天井が部分的に破損し、使用できなくなる恐れがあります。

耐震補強を含めた大規模改修を行ったとしても、躯体そのものの長寿命化が図られないことから、15年から20年後には庁舎の建替えの再検討を行う必要があります。

② 全面建替え

庁舎の全面建替えは、当初の建設費用は高額となるものの、現庁舎が抱える課題への抜本的な対応が可能となり、市民の利便性の向上や行政業務の効率化が図られるほか、省エネルギー技術や最新設備の導入による環境性能の向上や維持管理コストの縮減が図られます。



耐震補強が必要な老朽した総合庁舎

③ 耐震補強・大規模改修と全面建替えの事業費比較

基本構想において、耐震補強を含む大規模改修と全面建替えの概算総事業費を、次のとおり比較検証しました。

整備手法		耐震補強・大規模改修	全面建替え
庁舎規模	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階数	3階建+塔屋2階・地下1階	3階建
	床面積	5,964.67 m ²	5,000.00 m ²
工事費	建築（耐震）	4億4,600万円	18億2,000万円
	建築（改修）	8億4,100万円	—
	電気設備	2億5,700万円	3億6,000万円
	機械設備	5億4,500万円	7億7,000万円
	① 小計	20億8,900万円	29億5,000万円
	外構整備	—	1億1,000万円
	解体除却	—	1億7,000万円
	② 小計	—	2億8,000万円
	③合計(①+②)	20億8,900万円	32億3,000万円
m ² 単価(m ² /円)		35万円	59万円
委託費	基本設計	—	2,600万円
	実施設計	5,000万円	7,400万円
	工事監理	2,500万円	3,000万円
	④合計	7,500万円	1億3,000万円
概算総事業費(円)		21億6,400万円	33億6,000万円

※ 概算総事業費には、移転費、備品・消耗品費の購入費、システム等の移行費は含まない。

※ 耐震補強・大規模改修には、別途仮庁舎建設費及び移転費が必要となる。

※ 全面建替えは、地震対策として免震構造、省エネ対策として地中ヒートポンプ、太陽光発電を採用することができるが、耐震補強・大規模改修の省エネ対策は、太陽光発電のみとなる。

※ 工事費単価は、基本構想策定時の建設コスト情報による単価です。

耐震補強を含む大規模改修と全面建替えを比較した場合、総事業費は全面建替えが約12億円高いものの、大規模改修に必要な仮庁舎の建設や窓口業務等の大規模な移転が2回以上必要になるなど、別途多額の費用と負担がかかるほか、建物そのものの長寿命化が図れないことや移転時における市民の利便性及び職員の職場環境等の悪化も懸念されます。

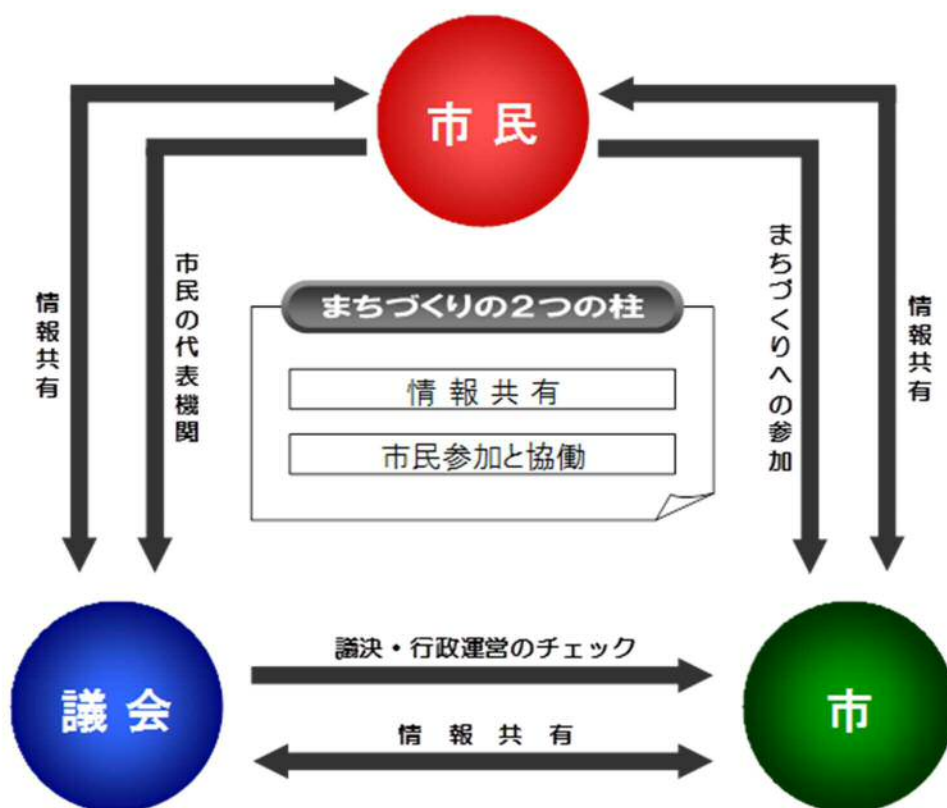
これらのことを総合的に判断した結果、現庁舎が抱える課題の解決が可能な「全面建替え」の手法を選択しました。

1 新庁舎建設の基本的な考え

新庁舎は、市の将来像を示した第6次芦別市総合計画に掲げる「みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち」の実現に向けて、「情報共有」と「市民参加と協働」という2本柱を基本としたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる効率的かつ経済的な庁舎となるよう各設計段階において検討を進めていきます。

さらには、「公共施設等総合管理計画」や「芦別市耐震改修促進計画」など、各施策で定める計画及び方針との関係性のほか、現庁舎が抱える課題の解決、今後ますます多様化する行政需要に対応した効率的な行政運営による市民の利便性・快適性の向上を、新庁舎建設の基本方針とします。

まちづくりの基本的な考え方イメージ図



2 新庁舎建設の基本方針

基本方針1： 市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎

(1) 簡素で分かりやすい窓口配置の庁舎

- ・市民の利用が多い窓口を1階にできるだけ集約し、ワンストップサービス（書かない窓口）を目指すほか、プライバシーの確保や感染症対策に配慮した庁舎を目指します。

(2) 社会ニーズに柔軟に対応できる庁舎

- ・さまざまな市民ニーズの変化、地方分権の流れに伴う行政需要の変化など、将来の社会情勢の変化にも対応可能なフレキシブル性の高い庁舎を目指します。

(3) DX化に対応する庁舎

- ・急速に進展するDX化に対応するとともに、ITツールやシステムを活用して行政サービスの向上と複雑化する行政事務の効率化を図り、将来の更なるデジタル化・スマート化に十分対応でき、セキュリティシステムが整備された庁舎を目指します。

基本方針2： すべての市民に開かれた庁舎

(1) ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎

- ・市民サービスの向上を重視した機能の充実を図るとともに、高齢者や障がいのある方を含むすべての利用者に配慮した、ユニバーサルデザインを基本とする庁舎を目指します。
- ・ハード面だけでなく、親切で丁寧なサービスやサポート体制などソフト面でも配慮された庁舎を目指します。

(2) 市民にやさしい庁舎

- ・市民が利用できるスペースの設置や市民の利便性に配慮し、エレベータの配置や段差を解消したバリアフリーの充実が図られた庁舎を目指します。

(3) 市民が主体的に関わり活動できる庁舎

- ・協働のまちづくりを推進するために、市民と職員が気軽にコミュニケーションできる開かれた庁舎を目指します。
- ・協働の基礎となる情報共有機能、市民活動への参加を促すサポート機能など多様な市民活動を支える機能が充実された庁舎を目指します。
- ・庁内の会議室はもとより、市議会議場や市議会委員会室も可能な限り市民が多目的に利用できる庁舎を目指します。

(4) 憩い空間が整備された庁舎

- ・市民や職員が気軽に利用できる休憩スペースを設けるほか、職員が健康を維持し、職務を円滑に進めるための休憩室や更衣室の配置など、福利厚生機能や憩い空間を備えた庁舎を目指します。

基本方針3： 防災拠点機能を備えた庁舎

(1) 市民の安全・安心な暮らしを守るための庁舎

- ・いかなる災害時においても庁舎機能が停止しないよう、災害に耐えうる構造・強度等の安全性が確保され、市民の安全・安心が守られる庁舎を目指します。
- ・災害時に必要な機能を設置（配置転換）できる柔軟な設計にも配慮された庁舎と駐車場機能を目指します。

(2) 防災情報ネットワーク機能の充実した庁舎

- ・災害対策本部として、被災地などの情報をより早く収集し、情報発信を行うなど、地域防災拠点として速やかに対応できるようなネットワークや情報システムが整備された庁舎を目指します。

基本方針4： 市民に親しまれる庁舎

(1) 市民に親しまれる庁舎

- ・意匠的に凝った華美な庁舎ではなく、機能性・効率性を重視した庁舎を目指します。
- ・イベントスペースを設けるとともに、情報発信基地としての役割を持ち、市民に親しまれる庁舎を目指します。
- ・内装の一部には本市の地産材であるカラマツ材を使用し、木の温もりが感じられ長く愛される庁舎を目指します。
- ・バスやタクシーの待合い機能を有する利便性の高い庁舎を目指します。

基本方針5： 環境に配慮した庁舎

(1) 環境との共生に配慮した経済的な庁舎

- ・単に初期建設費用の削減を図るだけではなく、計画から建設、運用、解体・撤去に至るまで、建物のライフサイクルを通じた費用の削減を図った庁舎を目指します。
- ・諸費用の削減のみに努めるのではなく、そのライフサイクルを通じて環境への負荷を低減することにも考慮した庁舎を目指します。

(2) 環境にやさしい庁舎

- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、省エネルギー対応の設備やエネルギー効率の高いシステムの導入、自然エネルギーの活用などで環境負荷の低減を図るほか、ペーパーレス化など資源と収納スペースを削減した庁舎を目指します。

(3) 周辺環境と調和した庁舎

- ・周辺環境や景観への影響を考慮し、周辺の土地利用や建物と調和した構造や外観の庁舎を目指します。

1 基本方針と導入機能

5つの基本方針に基づき新庁舎に求められる具体的な導入機能を次のとおり設定します。

基本方針		関連機能
基本方針1	市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室に関する機能 ・窓口に関する機能 ・維持、セキュリティ機能
基本方針2	すべての市民に開かれた庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・議会運営に関する機能 ・市民活動のサポート機能 ・職員の職場環境機能
基本方針3	防災拠点機能を備えた庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての機能 ・駐車場等機能
基本方針4	市民に親しまれる庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を支援する機能 ・アクセス機能
基本方針5	環境に配慮した庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・環境との共生機能 ・省エネ、省資源機能 ・倉庫機能


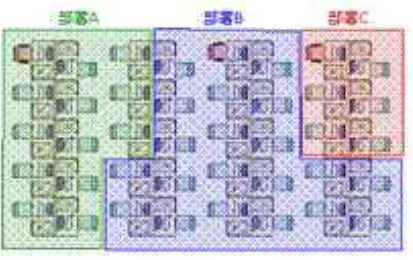
新庁舎には、5つの基本方針に基づき求められる具体的な機能の整備に向けた検討を行いますが、重複する機能は集約するものとし、できる限り効率的で将来のランニングコストを考慮した施設とします。

2 新庁舎の機能

1 執務室に関する機能

(1) 行政事務スペース

- 行政事務スペースは、見通しの良いオープンなフロアを基本とし、コンパクトで柔軟な対応が可能となるユニバーサルレイアウトを導入と感染症対策にも配慮します。

項目	従来のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図		 共有や増員スペースが取りやすい
構成（グループ）	原則、課や係ごとに「グループ」を構成。	課や係を単位とした「グループ」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在することがある。
スペースの有効利用	「グループ」を構成する机の数や位置により無駄なスペースが生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係内を超えたコミュニケーションが図りやすい。

※ユニバーサルレイアウトは、建物の形状や条件によりますが、執務スペースを10～20%程度削減する効果があるとされています。



ユニバーサルレイアウトイメージ（コクヨ空間づくり）

(2) 相談室、打合せスペース、書庫

- 相談室は、必要な部署の窓口と同じフロアに数か所設置します。
- 日常的に必要なとなる5、6人が利用できる打合せスペース（作業スペース）を各部署ごとに確保します。
- 行政事務スペースに資料等を保管できる場所を確保します。また、電子化による保管量のスリム化と書庫スペースの効率化を図ります。

2 窓口に関する機能

(1) 窓口及び各部署の配置

- 市民の利用が多い窓口は、できるだけ低層階に集約するほか、関連部署を近接するなど利便性に配慮した配置とし、感染症対策にも配慮します。

階層	配置部署			
2階以上	<ul style="list-style-type: none"> 総務防災課 商工観光課 選挙管理委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課 農林課 監査事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 財政課 都市建設課 議会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 行革推進課 農業委員会 教育委員会（学務課）
1階	<ul style="list-style-type: none"> 市民環境課 健康推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 税務課 福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 会計課 上下水道課 	<ul style="list-style-type: none"> （介護高齢課） （住宅管理センター）

※ 令和5年4月時点での組織

(2) 窓口サービスの形態

- 窓口機能は、各種手続きが円滑に行われ、かつ、来庁者が安心して相談ができ、利用しやすい窓口サービスを目指すため、一部ワンストップサービス（書かない窓口）を取り入れたワンフロアサービスの窓口配置とします。

項目	ワンフロアサービス	ワンストップサービス
概要	<p>担当部署ごとに窓口は分かれるが、利用者が多い申請や届出、証明発行などの窓口をワンフロアに集約している。</p> <p>〔関係課統合方式〕</p>	<p>住民票、戸籍、年金、保険、福祉や介護関係など様々な手続きを一か所で済ませることができる総合窓口を配置する。</p> <p>〔後方職員ローテーション方式〕</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 対応窓口が明確で、短い移動距離で専門的な対応が可能となる。 空いている窓口から効率よく手続きを済ませることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口が明確で、複数の手続きが一箇所で済むため来庁者の移動が少ない。 証明発行などの事務に適している。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 手続きごとに窓口を移動しなければならない。 窓口にわかりやすい案内表示が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者が多い場合、時間がかかる手続きがあると待ち時間が長くなる。 専門的な制度説明や相談が伴う場合は、担当窓口への移動が必要。

- ① 来庁者にとって明確で利便性の高いワンストップサービス窓口は、待ち時間が長くなる課題があることから、ワンフロアサービスを基本として、証明発行事務等についてはワンストップサービス窓口（書かない窓口）を設置します。
- ② 窓口カウンターは、ローカウンターのいす式とし、プライバシー保護及び感染症対策の観点から衝立を設置します。また、証明発行など待ち時間の短い窓口はハイカウンターの立式とします。さらに、車椅子利用者用の専用カウンターを設置します。



ローカウンター窓口事例（コクヨ空間づくり）



ハイカウンターと車椅子カウンターイメージ

3 維持・セキュリティ機能

(1) 維持・管理機能

- ・庁舎の躯体は耐用年数が長く、耐久性を持つ建築構造とします。
- ・庁舎の長期利用を想定し、将来の行政需要に対応できるよう一定程度レイアウトの変更ができる構造（可動式間仕切り壁、OAフロア等）とします。
- ・外壁や内装は、汚れにくく清掃のしやすい材料の選定や形状に配慮します。

(2) 防犯・セキュリティ機能

- ・庁舎内では、個人や行政情報など重要な情報を取り扱うため、執務室内は職員専門エリアとして位置づけ、来庁者等の対応は、窓口カウンターや執務室以外の打合せコーナー、会議室などで行うことを基本とします。
- ・庁舎内のセキュリティは、重要度に応じた段階的なセキュリティレベルを設定し、機密性が求められる場所には、ICカードなどにより特定の職員等のみが入室できる管理とします。

[セキュリティレベルのイメージ]

セキュリティ	場 所	利用者	対 策
	サーバ室、電気・機械室、書庫など	特定職員	ICカード扉
	市長・副市長室、執務室など	職員、特定来庁者	カウンター、扉
	窓口、相談室、会議室など	職員、来庁者	カウンター、書棚、扉
	ホール、ロビー、トイレなど	職員、来庁者	閉庁時はシャッター

- ・書庫や出力機器（コピー機、プリンターなど）は、職員以外の目に触れにくいよう、執務室等の職員専用エリア内に配置します。
- ・敷地内や庁舎内、エレベータには防犯カメラなどセキュリティシステムを設置するほか、トイレには緊急通報装置を設置します。

4 ユニバーサルデザイン

(1) 案内機能

- 利用者にとって施設配置や窓口がわかりやすい色や配置を工夫した案内表示を設置します。
- 課係名に加えて手続き内容を表示するなど視覚情報や音声情報、触知情報などの設備機能を検討します。



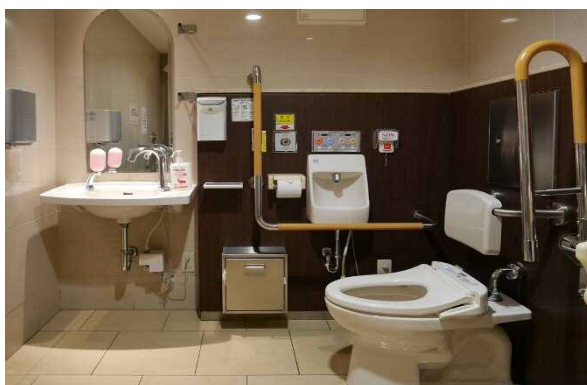
ユニバーサルデザイン案内表示事例（ココヨ空間づくり）

(2) 移動空間

- 年齢や障がいの有無にかかわらず使いやすい施設とするため、出入り口や通路の段差をなくし、車椅子やベビーカー利用者が余裕をもって通れるゆとりある通路幅や回転ができるスペースを確保します。
- 階層移動にはエレベータを設置し、エレベータや階段は主となる出入り口からわかりやすい位置に設置します。
- 視覚に障がいがある方用の誘導ブロックが高齢者等に支障とならないように音声等による誘導支援を検討します。

(3) 多様な来庁者への配慮

- 子ども連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペースの配置も検討します。また、トイレにはベビーチェアを設置します。
- 各階に衛生的で清潔感のある男女別トイレを設置します。また、多くの市民が利用する1階には、オストメイトを備えた多目的トイレを設置します。



オストメイト機能付多目的トイレイメージ



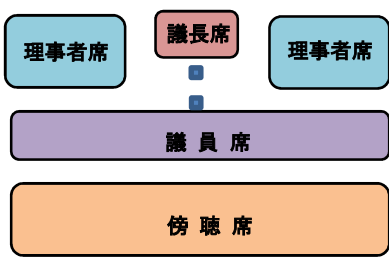
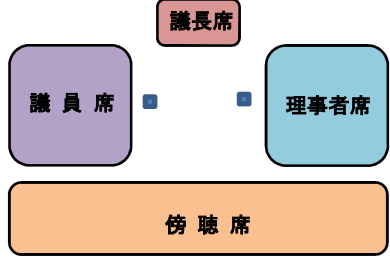
キッズスペースイメージ

5 議会運営に関する機能

(1) 議場

- ・議場は、対面配置型（英国式）を採用し、シンプルな構造とするほか、将来の議席数の変動にも対応できる設備とします。なお、議長席の位置については従来型も検討します。
- ・議場内の床形状はバリアフリーのフラット式とし、議長席や発言席は移動式のステージ演台とするほか、議会以外の会議にも利用できるよう、議員、理事者席及び傍聴席も可動式とし、後部席は必要に応じて可動式のステージの設置を検討します。
- ・傍聴席は、車椅子に対応できるようにするなど、障がいのある方にも配慮した設備とします。

[議場レイアウトの比較]

項目	直列配置型（従来型）	対面配置型（英国型）
レイアウト		
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・正面に議長席及び理事者席が両側に配置される。 ・傍聴席は議員席の背後に配置される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場の中心に向かう4方向にそれぞれ議長席、議員席、理事者席、傍聴席を配置する。 ・傍聴席から議員席、理事者席の双方の様子がうかがえ一体感が高まる。
床形状	<ul style="list-style-type: none"> ・議員席は段床形式が一般的。 ・フラット形式（バリアフリー）も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな段床形式、又は、フラット形式（バリアフリー）も可能。
机・椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・固定式が一般的 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラット形式の場合、可動式の採用により議場の多目的利用が可能。
傍聴席	<ul style="list-style-type: none"> ・議員席越しに傍聴することから、傍聴席の床を嵩上げする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な議場の場合は、床の嵩上げの必要がなく、議員、理事者の目線レベルが互いに近くなる。
議場天井	<ul style="list-style-type: none"> ・議員席と傍聴席の嵩上げした場合、高い天井が必要（建設コストの増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の嵩上げが無いことから、一定程度の高さの天井で可能。



従来型議場事例（北広島市）



英国型議場事例（岩内町）

(2) 議会フロア

- 議会施設である議場、正副議長室、議会応接室、議員控室、委員会室、議会事務局はワンフロアに集約し、新庁舎の最上階に配置します。
- 委員会室は、議会関係以外の会議にも利用できるよう整備します。
- 議員控室は、議会図書室と兼用するほか、将来の変動にも対応できるよう可動式の間仕切りとします。
- 議場や委員会室など議会関連諸室の動線に配慮するとともに、セキュリティ機能も整備します。

6 職員の職場環境機能

(1) 執務室

- レイアウトの工夫などにより、適切な明るさと空調を確保した執務空間を整備します。
- 災害時の避難経路など、通路空間の確保を優先したレイアウトとし、必要に応じて書庫やロッカーなどの固定化を図ることで地震時にも安全に避難できるよう整備します。
- 床を二重にしたOAフロアを採用し、OA機器や通信、情報処理装置を機能的に配置できるよう、配線スペースを確保することにより、容易なレイアウトの変更が可能のほか、整頓された職場環境の確保を図ります。
- 文書管理システムやファイリングシステムにより、書類等の削減による執務スペースの確保と文書管理の効率化を図ります。



OAフロア例

(2) 休養室、更衣室

- 労働安全衛生規則に基づき、職員が利用できる休養室を設置します。
- ロッカールームに併設し洗面機能と更衣室を整備します。



休養室事例（仙台国際空港）



更衣室イメージ

7 防災拠点機能

(1) 耐震性能の確保

- 国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、建物の用途や活動内容ごとに耐震安全性の分類を設定しています。これを踏まえ、構造体・建築非構造部材・建築設備は、それぞれ下図に示す耐震安全性を確保します。

[官庁施設の総合耐震・対津波計画基準]

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は1.5)
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は1.25)
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 (重要度係数は1.0)
建 築 非 構 造 部 材※1	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または、危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建 築 設 備※2	甲 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※1 建築非構造部材とは、天井材、照明器具、窓ガラス・窓枠、外壁仕上げ材、外壁取付物・屋上設置物、内壁（内装材）、収納棚など。

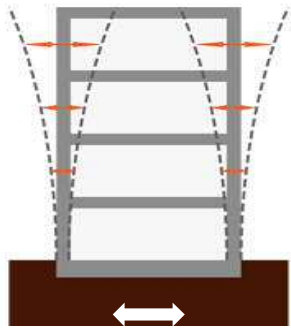
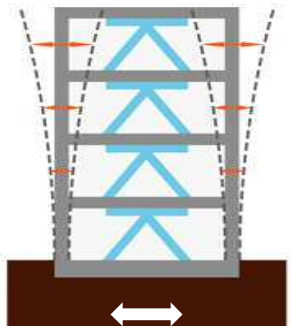
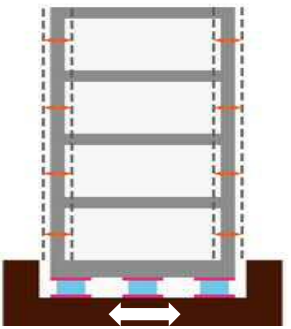
※2 建築設備とは、配管、ダクト、ケーブルラック、キュービクル、発電機、ボイラーなど。

- 現在の耐震基準では、震度6強の地震に対して倒壊しないような強度が求められており、新庁舎は、災害対策の拠点となる施設であることから、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類」、建築設備「甲 類」に相当する性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。
- 構造体「I 類」の設定とするため、現在の耐震基準の5割増しの構造強度設計とします。

(2) 構造形式の検討

- 新庁舎における構造形式は、「耐震構造」・「制振構造」・「免震構造」の3つに区分され、それぞれについて比較しました。新庁舎の耐震安全性の基準である構造体「Ⅰ類」については、いずれの構造形式を採用しても確保できますが、庁舎の規模、建設コスト、工期、メンテナンスなどと、本市における地震発生予想の調査結果も参考にして「耐震構造」としますが、基本設計において建物の規模・構造に見合った適切な構造形式を決定します。

[構造形式別比較表]

構造形式	耐震構造	制振構造	免震構造
構造図			
構造概要	<ul style="list-style-type: none"> 地震力に対して構造体の骨組みで耐える構造。建物の揺れはあるが倒壊はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内に配置したダンパーなどの制振装置により、地震力を吸収し揺れを低減する構造。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物と基礎の間の免震部材により、地盤と建物を切り離すことで、建物の揺れを抑制する構造。
大地震時の建物損傷の程度	△ <ul style="list-style-type: none"> 地震規模によっては、柱、梁、壁に損傷を生じる可能性があるが、補修をすることなく建物を使用することができる。 	○ <ul style="list-style-type: none"> ダンパーが地震の揺れを吸収し、柱、梁、壁の損傷を抑える。 低層で剛性が高い建物では制振部材の効果が期待しにくい。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 免震部材が地震のゆれを吸収するため、建物の損傷が少ない。
大地震後の室内の状況	△ <ul style="list-style-type: none"> 固定が不十分な家具がある場合は、移動、転倒の恐れがある。 	△～○ <ul style="list-style-type: none"> 固定が不十分な家具がある場合は、移動、転倒の恐れがある。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 揺れが小さいため、他の構造に比べ家具の転倒防止効果があり損傷が少ない。
補修性	△ <ul style="list-style-type: none"> 建物全体の損傷の程度を調査し、必要な修復を行う必要がある。 大地震後の補修コストは制震、免震構造に比べ高い。 	○ <ul style="list-style-type: none"> ダンパーの交換は基本的に不要。 制振部材の効果が期待しにくいため、大地震後の補修コストは、免震より高く、耐震より低い。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 免震部材の交換は基本的には不要。 大地震後の補修コストは最も低い。
工事費指数	◎ [1.00] <ul style="list-style-type: none"> グレードに応じた経済的なコスト設定が可能。 	○ [約1.05] <ul style="list-style-type: none"> 特殊な部材が必要。 ダンパーの設置にコストがかかる。 	△ [約1.10] <ul style="list-style-type: none"> 特殊な部材が必要。 免震部材の設置や免震ピットの設置にコストがかかる。
保守・点検	◎ <ul style="list-style-type: none"> ほぼメンテナンスが不要。 	○ <ul style="list-style-type: none"> 概ねメンテナンスが不要だが、大地震後には臨時点検必要。 	△ <ul style="list-style-type: none"> 定期的な免震部材の特殊な資格者による点検が必要。
工期指数	◎ [1.00] <ul style="list-style-type: none"> 通常工期 	◎ [1.00] <ul style="list-style-type: none"> ダンパー納品後の設置は通常工期。 	△ [約1.10] <ul style="list-style-type: none"> 地下の免震ピットの設置に工期がかかる。

(3) 構造種別の検討

- 構造種別については、利用する市民や職員の安全性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分検討します。
- 建物の構造種別には、「鉄筋コンクリート造（RC造）」、「鉄骨・鉄筋コンクリート造（SRC造）」、「鉄骨造（S造）」、「木造（W造）」の4種類がありますが、「木造」については、基本構想による新庁舎の建設予定場所が「準防火地域」の指定となっており、建築基準法構造令に基づき、「準防火地域」において延べ床面積1,500㎡以上の建物は、耐火構造とすると定められており、木の主体の構造では制限が多いことから、「木造」については、耐火構造物の適用が可能なCLT（直交集成材）工法で比較検討します。

なお、今後の設計において建物の大きさや建設コストを含めて総合的な評価を基に構造を決定します。

[構造種別比較表]

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)	木造（CLT工法） (W造)
主架構	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震壁を含むラーメン架構* • 標準スパン10m以下 • 長いスパンはプレキャスト梁で対応 	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震壁を含むラーメン架構 • 標準スパン10~15m 	<ul style="list-style-type: none"> • 大スパン構造の構成には極めて有利 • 標準スパン10~20m • 純ラーメン架構形式が可能 	<ul style="list-style-type: none"> • 壁式構造（パネル工法）、梁はあるが柱は無い • 最大スパン9m
基礎	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物自重が大きく、基礎に要するコストは高い 	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物自重が大きく、基礎に要するコストは高い 	<ul style="list-style-type: none"> • 比較的建築物自重が軽く、基礎に要するコストは低い 	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物自重が軽く、基礎に要するコストは低い
耐火性	<ul style="list-style-type: none"> • 耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> • 耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> • 準耐火構造とするのは容易だが、耐火構造にするには耐火被覆などが必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 準耐火構造とするのは容易だが、耐火構造にするには耐火被覆などが必要
居住性	<ul style="list-style-type: none"> • 遮音性能、防振性能に優れている 	<ul style="list-style-type: none"> • 遮音性能、防振性能に優れている 	<ul style="list-style-type: none"> • 音、震動などが伝わりやすいので工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 遮音性能、防振性能に劣っている
耐久性 (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> • 強度、耐久性に優れる • 性能を維持するためには、仕上げ材のメンテナンス必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 強度、耐久性に優れる • 性能を維持するためには、仕上げ材のメンテナンス必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 耐久性に優れた外装材の採用が可能 • 性能を維持するためには、外装材の仕上げ材、継目のメンテナンス必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 耐久性に優れた外装材など、湿気に優れた通気性のある仕上げ材が必要
施工性 工期	<ul style="list-style-type: none"> • 鉄筋、型枠、コンクリート工事などは、比較的頻雑である • プレキャスト梁採用した場合多少工期が長くなる場合がある • 冬期間は、温度等躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 • S造より長くSRC造より短い 	<ul style="list-style-type: none"> • RC造の頻雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど、収まりが複雑 • RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる • 冬期間は、温度等躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 • RC造、S造より長い 	<ul style="list-style-type: none"> • 工事現場での作業期間が短く、外壁などは乾式工法となるため、工期は比較的短い • 鉄骨部材によっては、発注・製作に長期間必要となる場合がある • 冬期間は、通常通り躯体（鉄骨）工事を行うことができる • RC造、SRC造より短い 	<ul style="list-style-type: none"> • RC造に比べて養生期間が不要なので、施工性に優れている。 • CLTの部材が発注・製作に長期間必要となる場合がある • 大スパンの部材は制作工場に限られており、輸送コストがかかる。 • RCより短い
費用	<ul style="list-style-type: none"> • 最も安い 	<ul style="list-style-type: none"> • 高い 	<ul style="list-style-type: none"> • RC造より高く、SRC造より安い 	<ul style="list-style-type: none"> • 最も高い

※ラーメン架構とは、長方形に組まれた柱と梁で構成された建物の構造形式のこと。

(4) 災害対策機能

- 災害発生時の指揮系統の中心となる災害対策本部室を市長室の近くに配置します。また、災害対策本部室には、通信や情報提示が行えるよう、防災無線やモニターなどの機器を設置し、平常時には通常の会議室として使用します。



災害対策室事例（鳥取市）

- 災害時に避難所に供給する非常食や災害時の必需品を常備しておく倉庫の設置を検討します。
- 停電時においても災害対策本部機能を一定時間維持するため、必要な電源供給を行う非常用発電設備等を整備します。また、一定期間の災害対策活動に必要な飲料水、雑用水及び排水機能の確保を検討します。



非常用発電機（市総合庁舎）

8 駐車場等機能

(1) 駐車場

- 来庁者駐車場の整備台数は、会議開催時や隣接する「総合福祉センター」利用者の状況や堆雪スペースを考慮し、適正なスペースを確保します。
- 車椅子利用者や妊婦、障がいがある方用駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を確保し、雨天時や降雪時などの利用にも配慮した配置とします。
- 災害時には、帰宅困難者などが車で市庁舎へ避難する可能性があるほか、救援物資の搬入車両や給水車など災害応急対応車両の利用を想定します。

また、臨時の屋外避難場所のほか、防災ヘリ等の発着場所としての機能も検討します。

(2) 駐輪場

- 夏季におけるバイクや自転車の使用を考慮し、来庁者及び職員用の駐輪スペースをそれぞれ整備します。

9 市民活動を支援する機能

(1) 情報発信スペース

- 行政情報のほか、観光やイベント、防災に係る情報などの各種情報を得られるコーナーを設置します。

また、コーナーには各種情報の画像や議会中継のほか、災害時には迅速に情報を伝えるための情報モニターの設置やW i - F i 環境を整備します。



情報モニター事例（八雲町）



市民スペース事例（栃木市）

(2) 市民スペース

- 市民が集い憩う多目的スペースとして休憩コーナーの設置や会議室の一般開放など市民がイベントやギャラリーとして利用できるスペースを設置します。
- 市民の市政参画を促進する情報の発信・提供の場として、市民と行政のコミュニケーションが円滑に図られる空間づくりを検討します。

10 アクセス機能

(1) 公共交通機関

- 公共交通による来庁者の動線が長くないよう、コミュニティバスやタクシーの停留所を庁舎入口付近に設けることにより、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 車寄せと待合場所

- 高齢者や体に障がいをもつ方、妊婦などが雨や雪に直接当たらず庁舎入口まで移動できるよう、車寄せと屋根の設置を検討します。
- バスやタクシーなど、乗車する車両が見える場所に待合スペースの設置を検討します。



車寄せのイメージ
（市総合体育館）

11 環境との共生機能

■ 環境性能

- 官庁施設の環境保全基準（令和4年3月25日国営環第3号）に則り、庁舎施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮したグリーン庁舎の整備を目指します。
- 省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用による環境配慮のほか、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する「建築環境総合評価システム（CASBEE）」による環境効果率（BEE値）1.5以上を目指します。



[国土交通省グリーン庁舎のイメージ]

(1) 自然エネルギーの利用

- 太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、費用対効果を見極めながら再生可能エネルギーの利用を検討します。
- 自然採光や自然通風による換気など、自然エネルギーの利用を検討します。

(2) 自然共生と木材の利用

- 雨水貯留槽によるトイレの洗浄や植栽への散水など雨水利用について検討します。
- 内装などに利用する材料は、環境負荷の少ない素材（エコマテリアル）の使用を基本とします。
- 地産材のカラマツによる内装の木質化を図りますが、事業費を抑制するため利用範囲の限定や消防法による内装制限もあることから、法令を遵守しながら、効果的な使用箇所を検討します。



カラマツ材による内装（市団地集会所）

12 省エネ・省資源機能

(1) 省エネルギーの推進

- ・照明はLED照明を基本とし、人感センサーによる点灯システムや調光システムを必要に応じて採用するとともに、冷暖房システムについても、省エネ効果の高い設備の導入を検討します。
- ・断熱効果の高い外断熱工法や高性能断熱材、高性能ガラスなどを導入するほか、高効率給湯器や節水型トイレなどを積極的に採用します。
- ・エネルギー消費量やCO₂排出量を分かりやすく身近に感じられるよう「見える化モニター」の設置を検討し、施設利用者の環境意識の向上を図るほか、適切なエネルギーマネジメントを行います。



(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現

- ・令和4年4月1日から官庁施設の環境保全基準が改正され、新築する場合には、建物内で「使うエネルギー」を「創るエネルギー」で25%賅うZEBオリエンタル相当以上のZEB化が位置付けられたため、経済産業省の政策目標として設定しているZEB化の内、建物内で「使うエネルギー」を「創るエネルギー」で50%賅う建物ZEBレディ以上の実現を目指す仕組みを検討します。

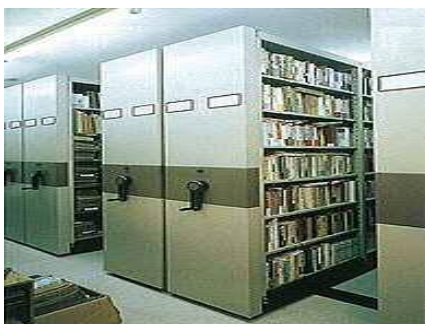
13 倉庫機能

(1) 書庫

- ・現在の書類は電子データ化に努め、将来を想定した収納規模の省スペース化を図ります。
- ・戸籍関係など重要な保存文書は、耐火書庫などの設置を検討します。

(2) 倉庫

- ・備品や消耗品の保管は、システム棚などにより省スペース化を図ります。



書庫室イメージ（スライド式）



倉庫イメージ（システム棚）

1 新庁舎の規模

(1) 新庁舎に配置する部署と職員数

令和5年4月1日の職員数は、会計年度職員を含め208人【表1】となっております。

今後の推計人口の減少を踏まえ、職員数も減少していくことが見込まれますが、安定した行政サービスを提供していくためには、急激な職員数の削減を図ることはできない状況にあります。

これらのことから、今後の職員の退職と採用を考慮し、供用開始時の令和11年度の職員数は200人と想定します。【表2】

■職別集計表（令和5年4月現在の総合庁舎内職員等）【表1】

	特別職	部長職	課長職	係長職	一般職	会計年度職	合計
市長部局	2	3	21	33	89	26	174
教育委員会	1		1	2	6	2	12
行政機関			3	4	2	7	16
指定管理			1		5		6
職員合計	3	3	26	39	102	35	208

(人)

■令和11年供用開始想定職員数【表2】

	特別職	部長職	課長職	係長職	一般職	会計年度職	合計
市長部局	2	3	14	33	88	26	166
教育委員会	1		1	2	6	2	12
行政機関			3	4	2	7	16
指定管理			1		5		6
職員合計	3	3	19	39	101	35	200

(人)

■想定職員数

区分	人数
特別職（市長・副市長・教育長）	3人
市長部局	164人
教育委員会	11人
行政機関	16人
指定管理	6人
合計	200人

■市民窓口として庁舎 1 階に配置をすることが考えられる部署と職員数

区 分	人数	区 分	人数	区 分	人数	区 分	人数
市民環境課	22	健康推進課	24	福祉課	13	介護高齢課	19
税務課	13	会計課	5	上下水道課	13	その他(住管)	6
合 計						115	

※ 職員数には、会計年度任用職員を含んでおり、配置人数が一番多いときの数値を計上

(2) 新庁舎に配置する議員数

議員数は、現状における「芦別市議会議員定数条例」に規定する定数の11人とします。

(3) 基本となる職員数及び議員数

以上のことから新庁舎の規模の根拠となる職員数や議員数を次のとおり算定します。

項 目	算 定 数
新庁舎に配置する職員数	200人
議員数	11人

(4) 新庁舎の面積

新庁舎の延床面積算定は、総務省の地方債同意等基準運用要綱の算定による標準面積・標準単位が廃止されたため、国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算出基準」により、目安となる想定規模面積を算定します。



狭い1階市民窓口と執務室

■国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算定基準」等による新庁舎面積

区 分		職員数 (A)	換算率 (B)	換算人員 (C=A×B)	単位床面積 (D)㎡/人	床面積 (E=C×D) ㎡
事務室	特別職	3	6.0	18.0	4	72.0
	部長職	3	2.5	7.5	4	30.0
	課長職	19	2.5	47.5	4	190.0
	係長職	39	1.8	70.2	4	280.8
	一般職	101	1.0	101.0	4	404.0
	任用職	35	1.0	35.0	4	140.0
執務面積 小計①		200				1,116.8
執務面積割り増し 小計①の10%						111.6
会議室、書庫、給湯室、便所及び洗面所、医務室（休養室）など						
附属面積 小計②						578.2
備蓄倉庫、サーバ室、防災対策室、相談室・小会議室、議場、委員会室、更衣室など						
固有業務面積 小計③						1,155.0
機械室、電気室、自家発電室など						
設備関係面積 小計④						543.0
玄関、廊下など						
交通部分面積 小計⑤						1,226.6
合 計 (①+②+③+④+⑤)						4,732.2
参考：現市総合庁舎面積						5,965.2

※ 固有業務面積は、他市の類似規模の庁舎建設の面積を参考とします。

※ 庁舎面積は一般的な参考値であることから、今後、基本設計において決定します。

想定規模は「新営一般庁舎面積算出基準」等で算出すると、総標準延床面積は約4,700㎡となりますが、「第4章 新庁舎へ導入する機能」に記載している機能を取り入れたスペース等も考慮し、他市の新築庁舎を参考に200㎡程度増床した延床面積 4,900㎡以下を目標とします。

また、新庁舎建設基本構想において新庁舎の建設予定地は、道路向いに「総合福祉センター」があることから、会議室等の機能については、当該センターとの共有や、旧消防庁舎は備蓄倉庫及び書庫としての活用を視野に入れながら、基本設計において面積の縮減の検討を進め最終的な延床面積を決定することとします。

新庁舎の規模（延床面積）概ね4,700㎡から4,900㎡程度

(5) 駐車場

駐車場は、来庁者用、公用車用、職員等用として利用者別に整備します。また、来庁者用には優先者用駐車スペースを整備します。

① 来庁者等駐車場

新庁舎の来庁者等駐車場は、現在の総合庁舎の一般駐車場45台では、会議や行事等で不足している状況であり、来庁者数の調査結果では、日平均約1,200人程度の来庁者があることから、約10分の1程度の120台の駐車スペースを確保することとします。

また、高齢者や障がいがある方などの優先者用駐車スペースは、利用者の動線に配慮した場所に確保することとします。

② 公用車駐車場（車庫）

新庁舎の公用車駐車場は、現在の総合庁舎の保有台数に加え、他の公共施設に配属となっている公用車を集約した場合を想定した駐車スペースを確保します。また、公用車は緊急時や車両の防犯にも備えて全て車庫に保管することとし、旧消防庁舎の車庫を活用します。

③ 職員等駐車場

現在、職員及び議員駐車場は66台ありますが、現在の職員駐車場は有料となっていることから、近隣の民間駐車場を利用している職員が20名程度いるため、10台程度の空きスペースがあります。

今後の職員数は減少するものの、民間駐車場からの移行や他の公共施設から総合庁舎へ集約される職員を想定して、現在の駐車台数に10台程度追加した駐車スペースを確保することとします。

区分	台数	面積	備考
来庁者駐車場	120台	約3,000㎡	うち優先者用5台含む
公用車駐車場（車庫）	45台	約1,600㎡	
職員駐車場	75台	約1,900㎡	議員駐車場含む
合計	240台	約6,500㎡	

※駐車場面積は、通路等を含み1台のスペースを25㎡で積算する。

※公用車の車庫面積は、通路や建物の基礎等を含み1台35㎡で積算する。

※来庁者駐車場面積は、「芦別市総合福祉センター」利用者の駐車場面積を含む。

新庁舎の駐車場規模（面積） 6,500㎡程度

(6) 駐輪場

駐輪場は、安全性や動線に配慮して、庁舎出入口付近の配置を検討します。また、雨が凌げる構造で自転車とバイクの駐輪を区分するほか、来庁者用と職員用に分けて、合計で現在と同じ規模の約80台の駐輪スペースを確保します。

2 新庁舎の建設場所

(1) 建設予定地の概要

新庁舎の建設場所は、新庁舎基本構想で市民の利便性や防災の観点、都市計画による建築物の用途制限や代替え整備を含む事業の経済性、都市公園の規制緩和などから、もとまち公園を建設予定地としたところです。

この限られた敷地を最大限に有効利用できるよう配置計画を行います。

項目	概要
所在地	芦別市北1条東1丁目4番地
敷地面積	4,495㎡のうち約2/3
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	80%
容積率	300%
日影制限	あり
防火指定	準防火地域（延床面積が1,500㎡を超える事務所は耐火構造）
区域指定	なし
その他	

(2) 新庁舎の階層

建設予定地の定められた建ぺい率は、床面積が約2,900㎡までの建物が可能ですが、玄関前の車寄せや優先者用駐車場からの車の出入りや回転スペース、駐輪場や冬期間の雪の堆雪スペースなどを考慮するほか、これまで整備した公共施設の配置実績から建ぺい率は、約50%程度を基準とし、床面積は約1,800㎡までとしますが、さらに公園敷地内での建設を考慮すると1,600㎡（65m×25m）までとなります。

この場合、新庁舎の規模から延べ床面積4,700㎡から4,900㎡の建物は、1階層の床面積が約1,600㎡以下のことから3階建を基本とします。

(3) 新庁舎の配置計画

新庁舎の配置は、芦別市総合福祉センターと会議室等の機能の共有を検討していることから、もとまち公園の北側に寄せるほか、車寄せや優先者駐車場のスペースを確保するため、南側を正面とすることとした配置とします。



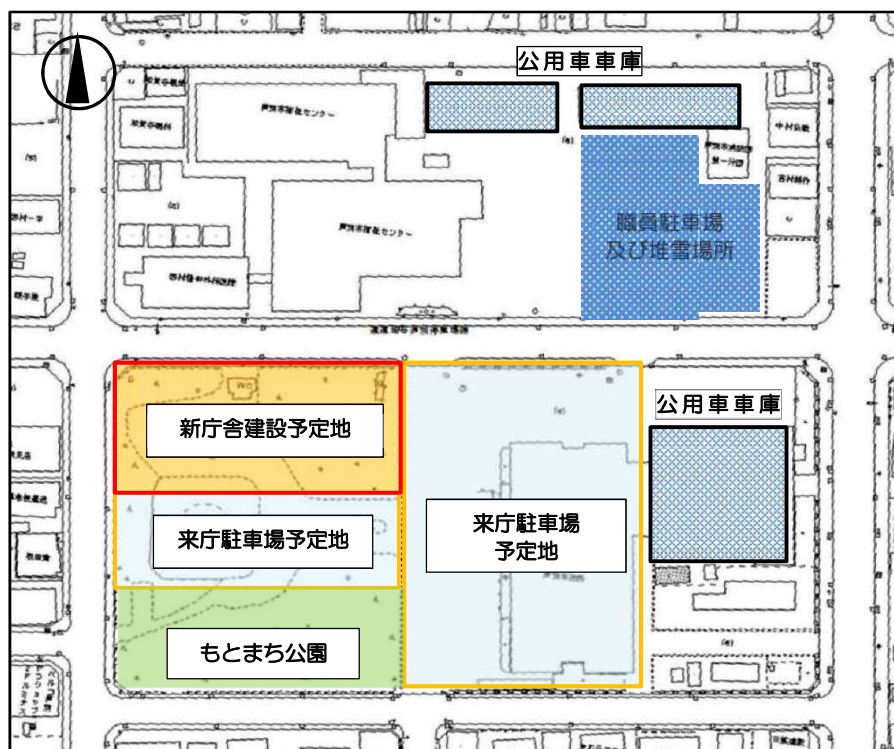
(4) 駐車場の配置計画

現在、都市公園として利用している「もとまち公園」に新庁舎建設を予定していますが、公園敷地のみでは不足することから、駐車場等は別の場所に整備する必要があります。

予定地としては、新庁舎建設に伴う駐車予定台数を確保できる面積を6,500㎡としていることから、利用者の利便性を考慮すると、現庁舎除却後の跡地を最適な場所として整備します。

このことにより、隣接する「もとまち公園」敷地と合わせて、市民等による各種屋外イベント会場や災害発生時の関係車両の駐車場としても利用可能となります。

また、公用車の車庫は旧消防庁舎の車庫機能や「総合福祉センター」北側の公用車車庫を利用することにより、整備費の削減を図ります。



旧消防庁舎の車庫機能

(5) 新庁舎と駐車場

新庁舎の建設場所の南側正面と東側の庁舎に隣接した駐車場を整備することで、一般来庁者には、庁舎入口までの安全な動線を確保するほか、特に正面入口付近には、障がいがある方及び高齢者の利便性向上のため専用駐車場を設けます。

3 新庁舎の平面・階層配置

(1) 平面配置

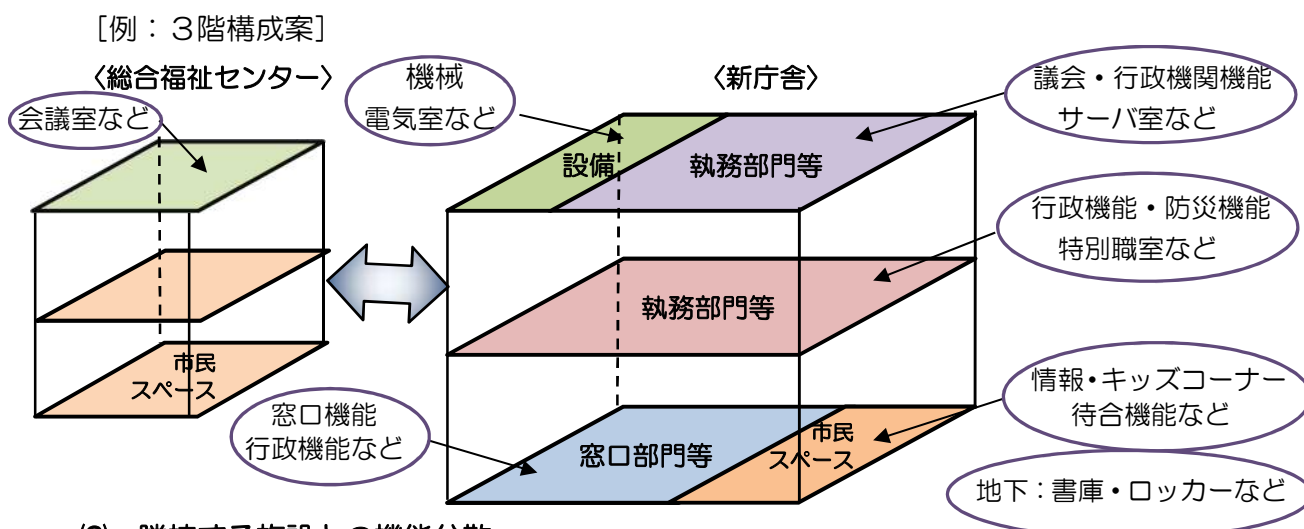
低層階の市民スペースと待合スペースは、自然光が入る明るい空間を目指すほか、出入口は休日開放を考慮する中で、利便性と安全性のセキュリティラインを視野に入れて検討します。

上層階の執務空間等は、機能的で働きやすい環境を目指し、レイアウト変更しやすい平面配置とし、各階レイアウトは、階段やエレベータ、トイレなど共用施設が集中する場所を指すコアを「両端コア」、「片側コア」、「中央コア」として比較し、来庁者と職員の動線が合理的で効率の良い配置計画を検討します。

両端コア	片側コア	中央コア
<ul style="list-style-type: none"> • 窓口を多く確保できる。 • 執務エリアの自在性が高い。 • 会議室等と執務エリアの動線が長い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 会議室等が執務スペースの反対側のため、来庁者と職員の動線が交差する。 • 執務エリアの自在性高い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 執務スペースが分かれるため、自在性に劣る。 • 執務スペース全体を見渡すことができない。 • 通路面積が多く必要

(2) 階層配置

市民の利用の多い窓口部門を低層階に配置するとともに、中層階には部署間の連携を踏まえて、職員の業務効率や災害時の対応などに配慮した部署を配置します。



(3) 隣接する施設との機能分散

情報コーナーなどの市民スペースや会議室は、新庁舎に隣接する総合福祉センターの活用も視野に入れ、限られたスペースの有効利用を検討します。

1 事業手法

(1) 事業手法の比較

新庁舎建設の実施設計・施工の事業手法として、主に「設計と施工を分離発注する方式（従来方式）」、「設計と施工を一括して発注する方式（DB方式）」、「設計と施工を技術協力・交渉で発注する方式（ECI方式）」で比較します。

事業手法としては、このほかに民間が主体となって行う「PFI方式」や「リース方式」がありますが、新庁舎建設基本構想では、これらの事業手法は新庁舎建設の有利な財源となる「一般単独事業債」の活用ができないことから比較検討はしないこととします。

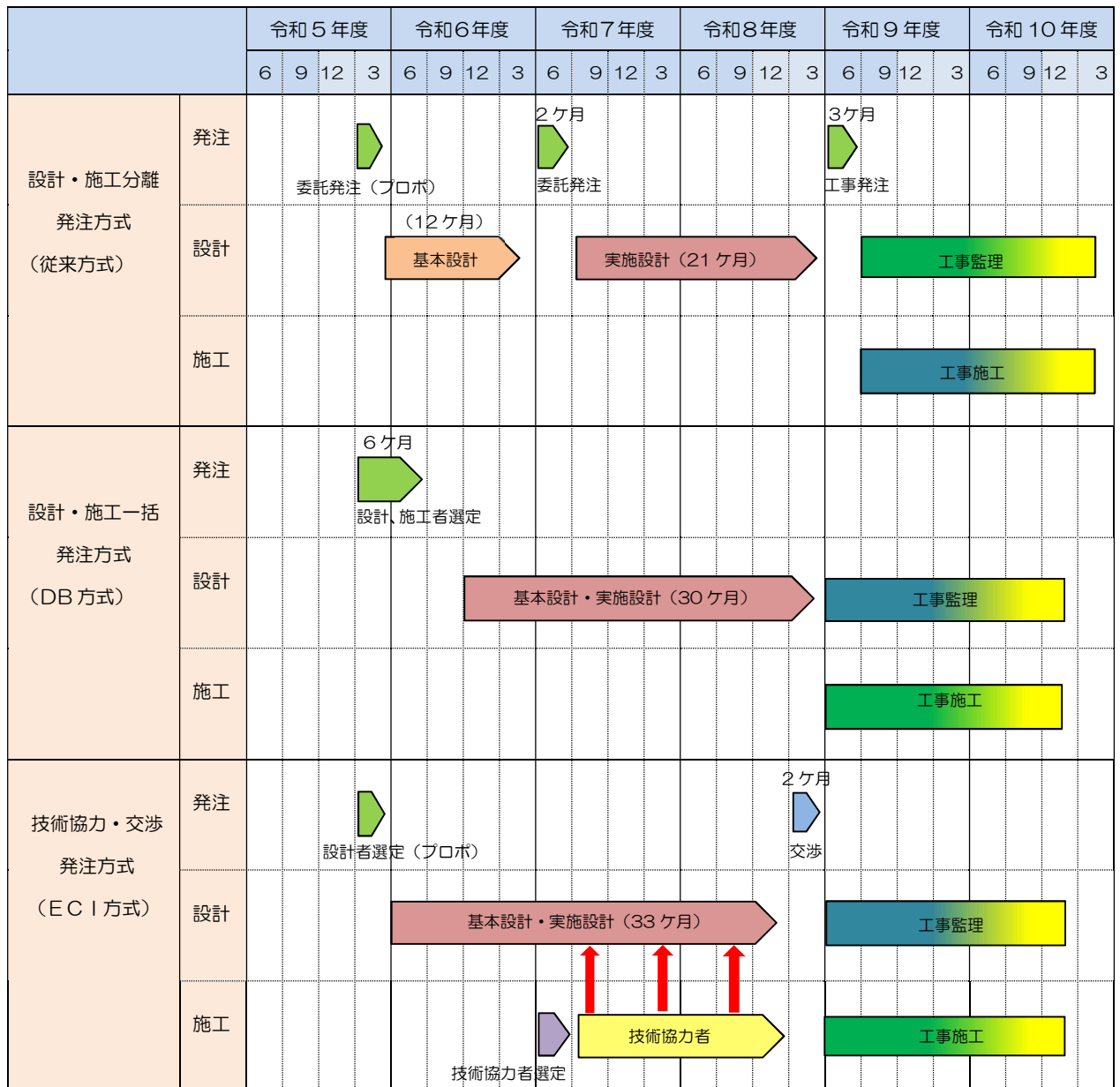
なお、ECI方式は新庁舎建設基本構想では検討していない方式ですが、他市の庁舎建設で実績があり、有効な事業手法の一つと考えることから、基本設計において従来方式とDB方式に加え比較検討することとします。

	設計・施工分離発注方式 (従来方式)	設計・施工一括発注方式 (DB方式)	技術協力・交渉方式 (ECI方式)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 設計と施工を個別に別業者に発注する方式。設計事務所は委託契約書に基づき、基本設計・実施設計を行う。完成した設計書に基づき競争入札などで施工会社を選定する方式。 公共工事の発注形態で一般的な手法。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計をプロポーザル方式で設計事務所や建設コンサルタント会社などに委託した上で、実施設計と施工を一括して、施工会社に発注する方式。 発注時点で施工までの契約となるため早期に事業者を確保できるが、選定に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計を設計事務所に発注し、基本設計を基に要求水準等により施工会社に発注後、発注者、設計事務所、施工会社が協定により、実施設計から施工まで一連で行う方式。 発注時点で施工までの契約となり、早期に事業者を確保できるが選定に時間を要する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 工事の仕様を確定させ発注するため、精度の高い工事費の算出が可能となる。 施設の利用方法を確認し、工事の仕様に反映することが可能となる。 仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確となる。 発注条件の明確化により、余分なリスク費用の上乗せを防止できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。 施工を見据えた品質管理が可能となるため、優れた品質確保に繋がる技術導入が促進される。 分離発注より事務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となり、工期が短縮される。 設計と施工の責任の所在を一元化できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で、発注者と設計者に加えて施工者も参画することから、種々の案の検討が可能となり、コスト縮減の効果が期待できる。 実施設計において、施工者から提案が行われることから、施工段階においての設計変更発生リスクを減少できる。 施工者により、設計段階から施工計画の検討を行うことから施工の準備も可能で、工期の短縮効果が期待できる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階における工事の施工性の確認が重要である。 労務や資材費等の急激な高騰があった場合、入札不調のリスクが高まる。 施工者の独自技術やノウハウを設計に活かせず、連携した技術の採用やコスト縮減が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工者に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。 受注者間で明確な責任分担がないと、偏った過度な負担が生じる。 発注者側の設計施工の丸投げにより、本来発注者が負うべきコストや品質の責任が果たせなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者と施工者の提案が相反する場合、発注者が双方の責任の範囲を明確にしながら採否の判断を行う必要がある。

(2) 事業手法のスケジュール比較

事業スケジュールや市民・行政の意向の反映のしやすさ、地元企業の参画の観点から3つの事業手法「設計と施工を分離発注する方式（従来方式）」、「設計と施工を一括して発注する方式（DB方式）」、「設計と施工を技術協力・交渉で発注する方式（ECI方式）」の中から採用することとし、引き続き、設計段階において、地域経済への波及効果を十分考慮しながら、慎重に検討していきます。

[事業手法の工程比較]



※新庁舎建設の工事期間はいずれも20ヶ月程度と想定する。

※ECI方式では、発注側と技術協力者（施工者）との間で価格交渉を行い、成立した場合には、随意契約により工事請負契約を締結できる。

2 概算事業費

(1) 概算庁舎建設工事費の単価

建設コスト情報を参考にすると、近年の庁舎建設工事単価は、1㎡あたりおよそ58万7千円となっています。

また、主要な建設資材の価格及び建設費の動向をみると、高止まりの状況がしばらく続き、今後も数年は、ほぼ横ばいの状態で推移すると予想されることから、直近の令和5年度に完成予定の庁舎の実績単価も参考に、新庁舎の建設工事費単価は1㎡あたり59万円と想定します。

[先進自治体 建設工事費] (税込み)

自治体名	構造・階層	建設工事費	延床面積 (㎡)	建設工事単価 (万円/㎡)	備考
士別市	RC 3F	23億4,468万円	5,218	44.9	R2完成・供用開始 消防複合
新十津川町	RC 3F	18億5,184万円	3,914	47.3	R2完成 R3供用開始
砂川市	S 4F B1	33億9,427万円	5,932	57.2	R2完成 R3供用開始
旭川市	S 9F B1	130億5,988万円	24,598	53.0	R2建設中 (R5.11完成)
浜中町	RC 3F	27億0,185万円	4,205	64.3	R2完成 R2供用開始
芽室町	S 3F B1	23億4,225万円	4,498	52.0	R2完成 R2供用開始
美幌町	RC(耐震) 3F B1 ZEB Ready	24億4,420万円	4,760	51.3	R2完成 R3供用開始
奈井江町	RC一部W 2F(耐震) 杭不明	22億7,051万円	2,716	83.6	R2完成 R3供用開始
網走市	RC 5F (耐震) 杭不明	45億1,847万円	6,444	70.1	R4建設中 (R6.10完成)
苫前町	RC 3F ZEB Ready	25億3,378万円	3,887	65.3	R4.5供用開始
富良野市	RC 4F	50億2,960万円	8,713	57.7	R4完成 公会堂複合
深川市	RC 4F (耐震)杭無	37億1,785万円	6,424	57.8	R5.5完成
根室市	RC 4F B1 (耐震)杭無	40億9,695万円	6,976	58.7	R5.5完成
平均単価				58.7	

(2) 概算事業費の算定

新庁舎の概算事業費は、直近の他市の事例などを参考として、基本計画時点においての目安とします。

なお、全体事業費を抑制するため、設計段階における床面積の精査、コスト縮減につながる構造や設備のほか、設計・施工者のノウハウなどを積極的に取り入れて、建設工事費の縮減を図ります。

項目	金額	備考	項目	金額	備考
建設工事費	28億9,000万円	4,900㎡	外構整備費	1億7,000万円	6,500㎡
工事監理費	3,000万円	建築・電気・設備	解体工事費	1億7,000万円	現総合庁舎
基本設計費	3,000万円		備品購入費	1億0,000万円	
実施設計費	7,000万円		移転費等	4,000万円	サーバ含む
			合計	35億0,000万円	

(3) 事業スケジュール

新庁舎建設の事業は、次のようなスケジュールで進めます。

また、新庁舎建設にあたっては、市民の意見を十分に反映する必要があるため、市民説明会やパブリックコメント等の市民参加手続きも図っていきます。

[事業スケジュール]

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画	基本設計	実施設計	積算・調整 確認申請	建設工事	(建物・設備)	解体工事 駐車場整備
検討委員会 市民説明会 パブコメ	市民説明会 パブコメ					移転

※ 事業手法を「設計・施工分離方式」及び「ECI方式」とした場合



庁舎建設基本構想のまちづくり懇談会における説明の様子

3 事業費の財源

新庁舎の建設に要する事業費の財源には、「緊急防災・減災事業債」、「一般単独事業債」及び「北海道市町村備荒資金組合超過納付金」からの繰入等で積み立てる「芦別市庁舎建設基金」の充当を見込んでいます。

また、起債の借入額と一般財源の抑制を図るため、新庁舎に導入を検討している機能に関した省エネルギー対策や木材の利用による補助金制度を活用し、他の施策の事業予算に大きな影響を与えることなく事業を進めていきます。

なお、補助金については、単年度の採択が基本であるため、国や道の事業予算、申請のタイミングなど現時点で不確定な要素があることから、設計段階においても継続して関係機関との協議や検討を進めながら財源を確保します。

■新庁舎建設事業財源の内訳

- ・「緊急防災・減災事業債」と「一般単独事業債」活用の場合

[事業費内訳]

概算事業費	事業費内訳	
	地方債対象	地方債対象外
35億円	29億円	6億円

[財源内訳]

概算事業費	財源内訳	
	地方債	庁舎建設基金
35億円	22.47億円	12.53億円

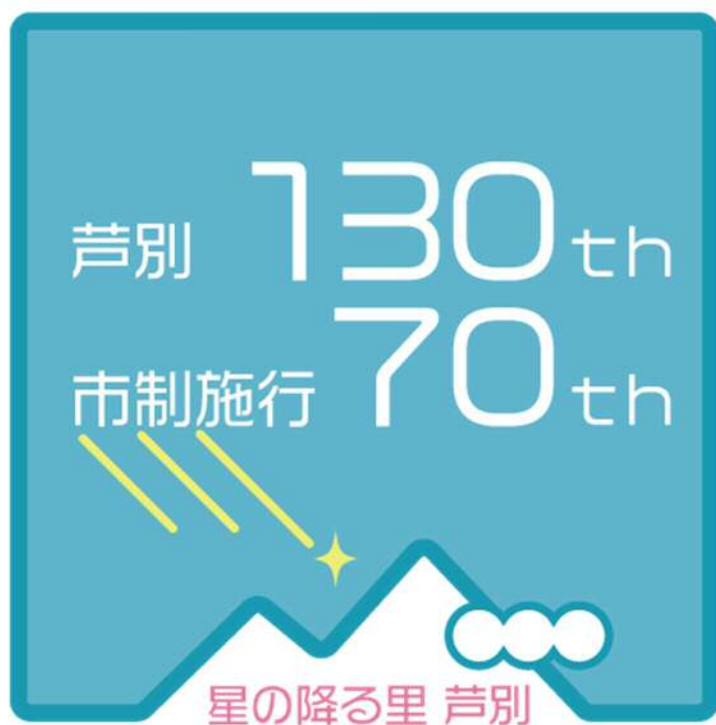
[負担額内訳]

地方債元金・利子償還額	負担額・交付税内訳	
	実質市負担額	交付税措置額
24.70億円	22.42億円	2.28億円

※ 一般単独事業債は、元金均等償還とし償還期間は25年（うち元金据置3年）。

※ 地方債の一部は、交付税措置がされることから実質市負担額は減少する。

※ 地方債利子は2.22億円【借入利率0.675%】で試算。



芦別 130th
市制施行 70th

星の降る里 芦別